

『要配慮事項調査票』の記入上の注意事項

調査票は、内閣官房副長官補室が面接の準備に当たって必要となることを記入していただきます。

『■面接に際し、配慮を必要とする』については、配慮を必要とする方は『はい』を、配慮を必要としない方は『いいえ』を、○で囲んでください。

『いいえ』を○で囲んだ方は、『調査票』の1～7に回答する必要はありません。

1 聴覚障害のある方

聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することが可能です。希望する方は『はい』を○で囲んでください。

2 車いすを使用する方

車いすを使用する方は『はい』を○で囲んでください。『はい』を○で囲んだ場合は、『移動時のみ使用』、『面接時間中も使用』のいずれかを○で囲んでください。

3 補装具等を使用する方

補装具等を持ち込んで使用する方は、持ち込む補装具等について、該当する番号を○で囲んでください。

③補聴器を使用する場合は、面接時間中、無線通信機能は使用しないようにしてください。

①～③以外の補装具等(解答に使用するものや解答に使用しないもので持ち込むもの(例えば杖など))は、④を○で囲み、具体的な補装具等の名称を記入してください。

4 介助のための付添人が面接会場に来る方

介助のための付添人が面接会場に来る場合は、『はい』を○で囲んでください。

介助のための付添人は、原則1人とし、面接時間中は会場に入室することはできません。

5 身体障害者補助犬を同伴する方

身体障害者補助犬を同伴する場合は、『はい』を○で囲んでください。『はい』を○で囲んだ場合は、『盲導犬』、『介助犬』、『聴導犬』のいずれかを○で囲んでください。

6 面接時間中、服薬が必要な方

面接時間中に服薬することは可能です。希望する方は『はい』を○で囲んでください。
服薬時は、面接官が薬等を確認することがあります。

7 その他

この欄は、面接に当たっての配慮が必要な場合であって、調査票の1～6で記載できないものを具体的に記入してください。

例えば、

- ・ 光に極端に敏感なため、面接会場の照明の調光を落としてほしい
- ・ 特定の音やにおいに極端に敏感なため、面接会場で配慮してほしい

などと記入してください。

記入した希望については、面接の実施上、配慮できない場合もあります。